5　保険計理官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事する。

一　［略］

二　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務のうち保険の計理に関すること。

［6～9　略］

第十四条　［略］

第十五条　［略］

第十六条　［略］

（市場分析審査課の所掌事務）

第十七条　市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関する包括的な情報収集（金融商品取引法その他の法律の規定により委員会が行うこととされている報告又は資料の徴取及び報告の求めによるものを含む。）及び分析並びにその結果に基づく当該取引又はデリバティブ取引等の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第二十三条第五項から第九項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。

二　［略］

（証券検査課の所掌事務）

第十八条　証券検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め（法律の規定に基づき委員会に委任されたものに限り、総合政策局及び監督局並びに市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するものを除く。次号及び第三号、第二十二条並びに第二十三条第十項から第十三項までにおいて「証券検査」という。）に関すること（証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

［二・三　略］

（取引調査課の所掌事務）

第十九条　取引調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第二十三条第十四項において「取引調査等」という。）。

5　保険計理官は、命を受けて、次に掲げる事務に従事する。

一　［同上］

二　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務のうち保険の計理に関すること（検査局の所掌に属するものを除く。）。

［6～9　同上］

第十条の二　［同上］

第十一条　［同上］

第十二条　［同上］

（市場分析審査課の所掌事務）

第十三条　［同上］

一　金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（次条第一号において「金融商品取引法等」と総称する。）に基づく報告又は資料の徴取及び報告の求め（金融商品取引法第百九十四条の七第二項及び第三項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項及び第三項、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項の規定により委任されたものに限る。）その他の情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第十八条第五項から第九項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。

二　［同上］

（証券検査課の所掌事務）

第十四条　［同上］

一　金融商品取引法等、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め（金融商品取引法第百九十四条の七第二項から第四項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十五条第二項から第四項まで、預金保険法第百三十九条第二項、資産の流動化に関する法律第二百九十条第二項及び第三項、社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十二条第六項及び第七項、不当景品類及び不当表示防止法第三十三条第六項並びに個人情報の保護に関する法律第四十四条第五項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課、取引調査課及び開示検査課の所掌に属するものを除く。次号及び第三号、第十七条並びに第十八条第十項から第十三項までにおいて「証券検査」という。）に関すること（証券検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

［二・三　同上］

（取引調査課の所掌事務）

第十五条　［同上］

一　次に掲げる調査並びに報告の求め及び受理に関すること（金融商品取引法第百九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限り、市場分析審査課の所掌に属するものを除く。次号、第三号及び第十八条第十四項において「取引調査等」という。）。